

新刊紹介

松岡弘之著

『ハンセン病療養所と自治の歴史』

四六判 / 416 頁 / 定価 5,400 円 + 税 / みすず書房, 2020 年

小笠原 慶彰

神戸女子大学健康福祉学部教授

本書はハンセン病療養所である外島保養院と長島愛生園で取り組まれた入所者自治の起点、広がり、葛藤を1次資料も踏まえて実証し、それを現代におけるハンセン病患者の当事者運動に繋がる土台として位置付けたものである。

著者は1976年生まれで、1995年の阪神淡路大震災では、ボランティアとして活動している。そこで高齢者の語るライフヒストリーを通して「まちに埋め込まれた地域の歴史や人びとのつながり」(403頁)について仲間と語り合ったという。著者の研究姿勢に原体験として影響しているらしく、ここにも震災の正の遺産があると思える。その後は大阪市史料調査会調査員、岡山県ハンセン病問題関連史料調査専門員を経験している。また長島愛生園に遺されていた行政文書である「舎長会議事録」等を翻刻し、2011年に『隔離の島に生きる一岡山ハンセン病問題記録集 創設期の愛生園』(ふくろう出版)として編んだ。こうした蓄積を経て大阪市立大学に提出した学位論文が本書の土台である。

さて近代日本のハンセン病政策は1907(明治40)年の「癩予防ニ関スル件」(明治40年法律第11号)から始まる。これによって近畿・北陸の2府10県からなる第3区連合府県立外島保養院が開設された。1926(大正15)年に着任した第2代院長は村田正太だ。彼は「救癩の父」光田健輔の勧めで医師となった。村田は、すでに行われて

いた入所者の自治制度をさらに推し進め、評議員会や執行委員会を組織し、本格的な自治会にした。しかし自治会内部で革新勢力と保守勢力が対立し、1933(昭和8)年2月の選挙で革新勢力は惨敗した。こうした状況下で起こったのが、共産主義者とされた職員らの検挙と患者の「逃走」、村田の引責辞任と続く「外島事件」だ。ところが、翌年の室戸台風のため保養院は壊滅した。生存者4百余人は、全国の療養所に分散収容された。光田が園長を務める長島愛生園には、78人が委託収容された。愛生園は、保養院の自治主義に対して光田を父に擬する家族主義であった。しかし、自治を経験していた委託入所者は、愛生園入所者にも影響を与え、1936(昭和11)年に自治権を求める闘争が展開された。これが「長島事件」である。

著者は、この2つの事件について、第1章から第6章まで、実に210頁強にわたって詳述している。ハンセン病関連書籍の中でも、これらの事件を「自治」というキーワードから捉え、入所者の行動を史的に実証したものは無かったといっただろう。本書の構成は、以下の目次の通りである。

目次

はじめに
序章

第Ⅰ部	第3区連合府県立外島保養院
第1章	自治の模索
第2章	作業制度と自治—1932年外島保養院 作業改革を手がかりに
第3章	壊滅と移転
第Ⅱ部	国立療養所長島愛生園
第4章	国立療養所の設置と地域社会
第5章	創設期の入園者統制—『舎長会議事録』 から
第6章	長島事件
第Ⅲ部	戦争と「自治」
第7章	総力戦下の長島愛生園
第8章	手放された自治—光明園から邑久光明 園へ
終章	戦後への展望
補論	
補論1	小川正子の晩景
補論2	鈴木重雄の社会復帰
あとがき	

さて、ここで本書の終章に関することで少し疑問を述べておきたい。

1945（昭和20）年頃には、ハンセン病にはプロミンが特效薬として有効と分かっていた。しかし戦後の「第2次無癩県運動」は、1947（昭和22）年頃から行われて、1953（昭和28）年の「らい予防法」施行後も続いた。また1948（昭和23）年には「優生保護法」がハンセン病患者に対するいわゆる優生手術を合法化した。この頃、国際的には開放的な治療に向かっていた。1958（昭和33）年に東京で開催された「第7回国際らい学会」では強制隔離政策の破棄が決議され、1960（昭和35）年にはWHOの「らい専門委員会」が「一般外来での治療」を勧告した。にもかかわらず「らい予防法」が廃止されたのは、それから四半世紀後の1996（平成8）年である。それを受けて1998（平成10）年に元患者は国家賠償を求めて提訴し、2001（平成13）年の判決に至る。

著者は、戦前の入所者自治が、戦後のこうした

流れの中で当事者を中心に展開された「プロミン獲得運動」、「らい予防法反対闘争」、「国家賠償請求訴訟」へと繋がったとする。そしてその「自治」を以下のように肯定する。

医師や職員、そして社会事業家らなど、療養所に関わるさまざまな主体の関わりは、しばしば政策を推進あるいは同調するためのものであったが、入所者はこうした動向をつねに自らの側に引きつけて「読み替え」ることで、「社会防衛」のためではなく、入所者本位の療養所を目指す模索を続けたのである。（313頁）（下線筆者）

一方、この記述の直前で「自治を奨励した外島保養院の村田正太と自治を警戒し続けた長島愛生園の光田健輔とは対照的」（312頁）としている。だが村田は隔離に疑問を唱えた医師の小笠原登を1941（昭和16）年の第15回日本癩学会で糾弾した。この小笠原を、本書ではほとんど取り上げていない。それは「隔離の是非と療養所内での支配—抵抗関係という二項対立の構図で描かれた歴史叙述は分かりやすさの反面、療養所内外の患者の生き方を霞ませる」（13頁）という理由からなのか。村田に主導された、隔離が前提の自治を肯定的に評価するゆえに、彼の小笠原への対応にはあえて触れないということなのだろうか。

最後に社会福祉界のこと。2005年の『ハンセン病問題に関する検証会議—最終報告書』では、斯界の責任について「日本社会福祉学会における社会福祉の理論研究も、医療社会事業の現場のワーカーたちの実践も、この（退所と隔離の一筆者）矛盾の中でゆられ、結果的に隔離政策に追随した」と指摘している。著者の表現を使えば社会事業家の関わりは「政策を推進あるいは同調するためのもの」だったということになる。としても反隔離主義の主張や実践とまでいかなくとも「入所者本位の療養所を目指す模索」を積極的に支援する姿勢はとれていたのだろうか。いや過去のことにしてはいけない。本書は、今なお社会福祉界で抽象論にとどまっている感の強いソーシャルイ

ンクルージョンやエンパワメント、当事者運動と
いった「定番の」理念や概念を、具体的な史実の

力によって現在のわれわれの問題として深く考え
直させてくれる良書である。